

区分所有建築物の耐震改修の 必要性に係る認定の申請について

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震診断を行った結果、耐震性のない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができます。

また、認定を受けた場合、共用部分の変更に必要となる集会の決議要件が4分の3以上から2分の1以上に緩和されます。

認定申請提出書類等

- 第十七号様式
- 建物の区分所有等に関する法律第18条第1項の規定により、当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し
- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 求積図
- 第六号様式(木造、木造と木造 以外の併用建築物の場合)
- その他市長が必要と認める書類

認定申請に関する注意事項

- ① 申請書は正・副の2部提出です。
- ② 建築基準法の規定に適合しない場合は、認定することができません。
- ③ 申請に係る手数料は不要です。
- ④ 耐震判定委員会が行う評定等に必要な費用は申請者のご負担となります。
- ⑤ 審査にあたり必要な情報が不足している場合は、追加資料を求めることがあります。
- ⑥ 本資料は申請資料を作成するときのチェックシートとしてご使用ください。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条の認定フロー

